

公益社団法人砂防学会役員候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会定款第26条第1項に規定する理事又は監事（以下「役員」という。）の選任に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選任議案の提案)

第2条 理事会は、役員を選任する社員総会に、役員候補者名簿を提案するものとする。

(役員候補者選挙)

第3条 前条の役員候補者名簿に記載する役員候補者は、社員による選挙を経て選出しなければならない。

(選挙管理委員会の設置)

第4条 前条の役員候補者を選出する選挙（以下「役員候補者選挙」という。）の管理業務は、役員候補者選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会は、正会員から選任された5人以内の委員をもって構成する。

3 選挙管理委員会委員は、第1項の選挙の事由が発生する12箇月前の日以後すみやかに理事会が選任する。

4 選挙管理委員会はその代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、選挙実施要領、推薦候補者名簿、立候補者・他薦候補者の受付要領、被選挙人名簿、選挙投票の締切日、選挙結果の広報方法、疑義に対する回答等を、学会の会告によって代議員に周知しなければならない。また、選挙管理委員会は、選挙実施要領、推薦候補者・自薦候補者・他薦候補者を記載した被選挙人名簿、選挙用紙、役員候補者名簿、疑義に対する回答等を作成しなければならない。

(有権者)

第6条 定款第11条第1項の代議員は役員候補者選挙の選挙権を有する。

(被選挙権)

第7条 選挙管理委員会委員を除く全ての正会員は選挙の被選挙権を有する。

(役員候補者推薦委員会)

第8条 推薦候補者を選出するため、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置することができる。

- 2 推薦委員会委員は、役員以外の正会員又は名誉会員8名以内で組織し、委員の選出は、役員改選を行う総会の直近の社員総会において、出席代議員の議決権の過半数で決議するものとする。
- 3 推薦委員会委員は選挙管理委員会委員を兼ねることはできない。
- 4 推薦委員会はその代表責任者として、委員の互選により推薦委員長を定めなければならない。
- 5 推薦委員会は、学会員の研究領域、学会員の職域、学会員の地域分布などを考慮して推薦候補者を選出するものとする。なお、推薦委員会は推薦する候補者の同意を得なければならない。
- 6 推薦委員長は、推薦候補者（以下「推薦委員会推薦候補者」という。）の名簿を選挙管理委員長及び会長に提出しなければならない。

(立候補者および推薦候補者の受付)

第9条 選挙管理委員長は、前条第6項の名簿を受理した後は、速やかにその名簿を会告するとともに、正会員に対し、予め期日を定めて役員候補者の立候補又は推薦委員会推薦候補者以外の推薦を受け付けなければならない。

- 2 役員候補者に立候補する者（以下「自薦候補者」という。）又は推薦委員会推薦候補者以外の役員候補者（以下「他薦候補者」という。）を推薦する者は、前項の選挙管理委員会が定めた期日までに、自薦候補者については別紙様式1の届出書により、他薦候補者については別紙様式2の届出書により選挙管理委員長に届出なければならない。なお、他薦候補者を推薦する者は、当該届出前に推薦する候補者の同意を得なければならない。
- 3 選挙管理委員会は、第1項及び前項の自薦候補者、他薦候補者、推薦委員会推薦候補者を取りまとめて被選挙者名簿を作成する。

(選挙)

第10条 選挙は、自薦候補者、他薦候補者、推薦委員会推薦候補者の氏名、他薦候補者、推薦委員会推薦候補者の場合は推薦者等を記載した所定の投票様式を用いweb投票システムによる投票とする。なお、推薦者としては、推薦委員会である場合と個人による場合がある。

- 2 投票は無記名連記で行う。

(投票の効力)

第 11 条 次の各号に該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の web 投票システムでの投票ではないもの
- (2) 定数を超えて投票したもの
- (3) 第 5 条の選挙実施要領に記載された投票締切日以降のもの
- (4) その他、選挙管理委員会で無効と判定したもの

(開票)

第 12 条 選挙管理委員会は、web 投票システムの集計結果を、少なくとも 3 名以上の選挙管理委員会委員立会いのもとで厳正に確認しなければならない。

(立会)

第 13 条 選挙管理委員長は、開票事務に支障のないと判断した場合は、開票に際し代議員の任意の立会いを認めることができる。

(役員候補者の選出)

第 14 条 選挙管理委員会は、web 投票結果を確認し、投票総数の過半数の賛成を得た者の中から、得票数の多い順に役員定数の枠に達するまでの者を役員候補者とする。

2 有効得票数が同数の場合は年長の順で決定する。

(役員候補者名簿の提出)

第 15 条 選挙管理委員長は、選挙結果を会告するとともに、役員候補者名簿を理事会に提出しなければならない。

(選挙結果への疑義)

第 16 条 選挙結果に疑義のある代議員は、前条の会告後 2 週間以内に文書で、その理由を付して選挙管理委員長あてに申し出ることができる。

(疑義に対する回答期限)

第 17 条 選挙管理委員長は、前条の申し出を受けた場合は、2 週間以内に審議結果を申し出た者に回答し、その回答書を疑義の申し出書とともに代議員に会告しなければならない。

(記録の管理権限及び保存)

第 18 条 本会事務局は、選挙結果の匿名性、開票に係る開示、疑義が生じた場合の記録の確認、左記事項に係る選挙管理委員長への記録管理権限の委譲など、選挙結果の適正な管理、保存を行うための方針を選挙管理委員会に示し、了解を得る。

2 本会事務局は web 投票システム運営の責任者として、第 1 項に基づき、必要となる記録の管理権限を選挙管理委員長に委譲する。

3 本会事務局は、選挙結果の匿名性に配慮し、投票の集計記録及び全投票用紙を選挙終了の翌年度から 8 年間保管する。

(規程の変更)

第 19 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

公益社団法人砂防学会理事、監事立候補者届出書

公益社団法人砂防学会第〇期役員候補者選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○ 殿

公益社団法人砂防学会第〇期役員候補者選挙に

理事候補者

監事候補者 (どちらか一方に○を付してください。)

として立候補したく以下により届け出します。

令和〇年〇月〇日

正会員 ふりがな

氏名 印

現住所 下

連絡先電話

E-mail アドレス

会員番号

委員長 ○ ○ ○ ○ 殿

として以下の正会員を推薦致します。

氏名 (印)

会員番号

会員番号

氏名 印